

現行の死因究明等推進計画に掲げられる各施策についての取組状況（令和2年3月末時点）

No.	重点施策	関係省庁	閣議決定以降の取組状況（予算を含む。）	成果・課題等																		
1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備																						
1	政府において、死因究明等に関する関係省庁間の施策の管理・調整等を行う体制を構築し、関連施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、その実施状況を検証・評価・監視する。	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係省庁間の施策の管理・調整等を行う体制として、「当面の死因究明等施策の推進について」（平成26年9月閣議決定）において、失効した死因究明等の推進に関する法律に規定されていた死因究明等推進会議と同様の構成員による会議を開催し、内閣府が同会議の庶務を処理することとされた。（内閣府） ○ 平成26年9月21日、死因究明等施策の推進に関する事務を行う組織として、内閣府に死因究明等施策推進室が設置された。（内閣府） ○ 死因究明等推進計画に掲げられた重点施策の推進状況について、内閣府において関係省庁の協力を得ながら取りまとめた上、四半期ごとに内閣府ウェブサイトで公表した。（内閣府） ○ 必要な情報の共有等を目的として、平成26年6月から令和元年3月までの間に、関係省庁連絡会議（課長級）を計4回開催した。（内閣府） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府において、関係省庁と連携しながら、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。 ○ 他方、平成26年9月に死因究明等の推進に関する法律が失効してから、死因究明等の推進に関して法律的な裏付けがない状態が約5年半続いたこともあって、死因究明等推進会議と同様の構成員による会議を開催することはできなかった。 ○ 令和2年4月1日、死因究明等推進基本法の施行に伴い、死因究明等の推進に関する事務が内閣府から厚生労働省に移管された。今後、厚生労働省において、死因究明等施策の推進に関する企画及び立案並びに総合調整の業務を行っていく。 																		
2	政府において、地方公共団体に対し、地方の状況に応じた施策の検討を目的とした、関係機関・団体等（知事部局、都道府県警察、都道府県医師会、都道府県歯科医師会、大学等）が協議する場（以下「死因究明等推進協議会（仮称）」という。）の設置・活用を求めるとともに、法医学等に関する知見を有する専門的な機関として、地方における既存の体制を活用しつつ、薬毒物検査、死亡時画像診断その他の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備に向けて努力するよう求める。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年9月、各都道府県知事宛てに死因究明等推進協議会の設置を要請する文書を発出したほか、関係省庁、日本医師会及び日本歯科医師会にも協力等を依頼する文書を発出した。 ○ その後も、継続的に知事部局を始めとする関係機関・団体に対し、死因究明等推進協議会設置への協力を依頼した。また、協議会を設置していない都道府県の知事部局等に対し、過去6年間で計68回出張して、国・他県の状況、死因究明等推進基本法の概要、死因究明等の必要性等について説明を行うなどの取組を行った。 ○ 6年間で、38都道府県において死因究明等推進協議会が計169回開催され、そのうちの約87%に当たる147回の協議会に内閣府等の職員が出席し、国・他県の現状や死因究明等関連施策の現状等について説明するなどして、その活用を求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記の取組等により、令和2年7月末時点において、38の都道府県に死因究明等推進協議会が設置された。 ○ 他方、令和2年7月末時点において、死因究明等推進協議会が未だ設置されていない都道府県が9県存在しており、今後それらの県に対して協議会の設置・活用を一層強く働きかける。 																		
3	関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進協議会（仮称）の設置・活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求める。	内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年9月、各都道府県知事宛てに死因究明等推進協議会の設置を要請する文書を発出した。（内閣府） ○ 平成26年9月、都道府県警察に対し、死因究明等推進協議会を開催した場合の報告を求める通達を発出したほか、毎年、全国会議等において、協議会設置の協力を要請した。（警察庁） ○ 都道府県等に対する各種要請等について、関係省庁等と連携し、必要に応じて協力した。（総務省） ○ 平成26年9月、全国の地方検察庁に対し、死因究明等推進協議会への協力依頼の文書を発出した。その後も、未設置の自治体を管轄する地方検察庁に対し、必要な協力を依頼した。（法務省） ○ 平成26年9月、医学部、歯学部等を置く各国公私立大学長に対し、死因究明等推進協議会への協力依頼の文書を発出した。また、毎年開催される大学関係者が集まる会議等においても周知、要請を行った。（文部科学省） ○ 平成26年9月、各都道府県衛生主管部局に対し、死因究明等推進協議会への協力依頼の文書を発出したほか、毎年、全国医政関係主管課長会議において、設置・活用の説明を行った。また異常死死因究明支援事業により、協議会を設置する際の経費の財政支援を行った（注：当該経費は、以下に掲げる異状死死因究明支援事業に係る予算の一部。）。（厚生労働省） <table border="1" data-bbox="1062 1140 1665 1220"> <caption>※ 異状死死因究明支援事業（厚生労働省）</caption> <thead> <tr> <th colspan="5"></th> <th style="text-align: right;">（単位：百万円）</th> </tr> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 （令和元年度）</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>126.5</td> <td>107.5</td> <td>107.5</td> <td>107.5</td> <td>107.5</td> <td>107.5</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年9月、全国の管区海上保安本部に対し、死因究明等推進協議会への積極的な参画等に関する通達を発出した。また毎年、機会あるごとに、管区海上保安本部に対して、関係機関との連携強化等について指示した。（海上保安庁） 						（単位：百万円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	126.5	107.5	107.5	107.5	107.5	107.5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記の取組等により、令和2年7月末時点において、38の都道府県に死因究明等推進協議会が設置された。 ○ 設置されているほぼ全ての死因究明等推進協議会に、要請等を受けた関係機関・団体が構成員として参加し、死因究明等の推進に関する現状について説明して情報共有を行うなど、必要な協力を行った。 ○ 他方、令和2年7月末時点において、死因究明等推進協議会が未だ設置されていない都道府県が9県存在する。 ○ 今後、関係する各省庁において、関係機関・団体等に対し、死因究明等推進協議会の設置・活用等に必要な協力を行うよう、引き続き指示し、又は求める。
					（単位：百万円）																	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																	
126.5	107.5	107.5	107.5	107.5	107.5																	
4	政府において、検案する医師が検案に際して必要とする場合に検査や解剖が的確に実施されるようにするための体制の構築や遺族等からの相談・要望等を受ける体制の構築等に係る地方公共団体における先進的な取組を収集・分析し、地方公共団体における検案や薬毒物検査、死亡時画像診断その他の検査、解剖、遺族等への対応等の取組の参考となる指針を策定・提示するとともに、地方公共団体に対して、死因究明等推進協議会（仮称）において検討された結果を踏まえた計画の策定・施策の具体化を求める。	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年以降6年間で、38都道府県において死因究明等推進協議会が計169回開催されたところ（※令和元年度末時点）、そのうちの約87%に当たる147回の協議会に内閣府等の職員が出席して、協議会における議論等の情報を収集・分析した。（内閣府） ○ 協議会への出席等を通じて入手した参考となる取組例等について、他県の協議会の場で好事例として紹介するなどして、情報提供に努めた。（内閣府） ○ 都道府県から「死因究明等に関する議論を行う意義を明らかにしてほしい」などの意見や要望があったことを踏まえ、平成31年3月、死因究明等の施策の考え方及び都道府県における取組を分かりやすく紹介する資料として、「死因究明等の推進に関する事例集」を作成し、都道府県に配布した（後日、内閣府ウェブサイトでも公表）。（内閣府） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府が死因究明等推進協議会で他県の取組等について説明したところ、都道府県担当者から、「かかりつけ医に関する他県の取組について、うちの県でもやってみたい。」「今後の協議会の議論を進める参考になった。」などの声が寄せられた。 ○ 他方、都道府県における協議会の設置・開催を優先して行ったことで、協議会において検討された結果を踏まえた計画の策定・施策の具体化を求めるまでには至らなかった。 ○ 今後、厚生労働省において、引き続き、死因究明等推進地方協議会に関する情報の収集・分析を行い、参考となる資料の作成・提供に努める。また、死因究明等推進地方協議会の役割等について、死因究明等推進本部等における議論を踏まえながら、地方公共団体に提示する指針や求める事項の検討等を行う。 																		
5	日本医師会において、検案に係る研修の充実、人材の確保や大規模災害時の派遣体制を整備するなどのため、全国的な組織化を行い、警察等の検視・調査への立会い、検案をする医師のネットワークを強化することとしているところ、関係省庁において、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を行っていく。	警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年7月、大規模災害発生時における医師派遣等の協力に関する協定を日本医師会と締結した。（警察庁） ○ 毎年、日本医師会及び都道府県医師会主催の死体検案研修会等に、都道府県警察から検視官等を派遣した。（警察庁） ○ 平成26年6月、医学部、歯学部等を置く各国公私立大学長宛てに死因究明等推進計画に基づく取組の推進について依頼し、以降、全国医学部長病院長会議、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、全国薬科大学長・薬学部長会議等大学関係者が集まる会議等において、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力について、定期的に要請を行った。（文部科学省） ○ 死体検案研修会（基礎・上級 ※日本医師会委託事業）等の円滑な実施のため、職員を出席させて講義を行うとともに、日本医師会と協力して検案医師のネットワーク強化などを行った。（厚生労働省） ○ 日本医師会主催の警察活動に協力する医師の部会（仮称）連絡協議会や警察活動等への協力業務検討委員会等に職員を派遣した。（海上保安庁） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本医師会と大規模災害発生時における協定を締結するとともに、医師会主催の研修会に都道府県警察の検視官等を派遣するなど、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。（警察庁） ○ 各大学に対し、死因究明等の推進に必要な取組について広く周知し、認識の共有を図ることができた。（文部科学省） ○ 日本医師会が行う研修に職員を出席させて講義を行うなど、必要な協力を行った。（厚生労働省） ○ 日本医師会との連携を図りつつ必要な協力を行った。（海上保安庁） ○ 関係省庁においては、引き続き、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を行っていく。 																		

6	日本歯科医師会において、歯科所見による身元確認に係る研修の充実、人材の確保や大規模災害時の派遣体制を整備するなどのため、全国的な歯科医師のネットワークを強化することとしているところ、関係省庁において、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を行っていく。	警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁	<p>○ 毎年、都道府県警察において、歯科医師が参加する研修会等に検視官等を派遣し、事例紹介等を実施した。また、日本歯科医師会主催の警察歯科医会全国大会に出席し、意見交換を行うなどして協力関係を深めた。（警察庁）</p> <p>○ 平成26年6月、医学部、歯学部等を置く各国公私立大学長宛てに、死因究明等推進計画に基づく取組の推進について依頼し、以降、全国医学部長病院長会議、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、全国薬科大学長・薬学部長会議等大学関係者が集まる会議等において、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力について、定期的に要請を行った。（文部科学省）</p> <p>○ 平成30年度より、「災害歯科保健医療チーム養成支援事業」を開始し、災害発生時に関係機関や関係団体と共に迅速に歯科医療を提供できる人材の養成及び災害歯科医療チームを統合する人材育成の推進を目的とした「災害歯科保健医療体制研修会」（日本歯科医師会主催）が実施されている。（厚生労働省）</p> <p>※ 災害歯科保健医療チーム養成支援事業（厚生労働省）（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1062 443 1662 510"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3.6</td> <td>3.6</td> <td>5.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 警察歯科医会全国大会に職員を派遣し（平成28年度～平成30年度）、また災害歯科保健医療体制研修会に職員を講師として派遣（平成30年度及び令和元年度）した。（海上保安庁）</p>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	—	—	—	3.6	3.6	5.4	<p>○ 警察庁において、日本歯科医師会と連携するとともに、都道府県警察において、研修会に検視官等を派遣するなど、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。（警察庁）</p> <p>○ 各大学に対し、死因究明等の推進に必要な取組について広く周知し、認識の共有を図ることができた。（文部科学省）</p> <p>○ 日本歯科医師会主催で開催された「災害歯科保健医療体制研修会」に関しては、平成30年度～令和元年度の間で300名程度が受講した。本研修会等の必要な人材を養成する機会を継続的に設け、各地域に必要な災害発生時に関係機関や関係団体と共に迅速に歯科医療を提供できる人材及び災害歯科医療チームを統合する人材を確保していくことが課題である。（厚生労働省）</p> <p>○ 日本歯科医師会との連携を図りつつ必要な協力を行った。（海上保安庁）</p> <p>○ 関係省庁においては、引き続き、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を行っていく。</p> <p>○ 今後も「災害歯科保健医療チーム養成支援事業」を継続して実施するなど、災害発生時に関係機関や関係団体と共に迅速に歯科医療を提供できる人材の養成及び災害歯科医療チームを統合する人材育成を引き続き実施する。（厚生労働省）</p>
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度											
—	—	—	3.6	3.6	5.4											

2. 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備

7	文部科学省において、国立大学における死因究明等に係る人材養成を支援しているところ、従来から支援をしている東北大学、東京医科歯科大学、長崎大学に加え、新たに千葉大学及び大阪大学における死因究明等に係る教育研究推進のための取組を平成26年度から支援しており、引き続き、取組の継続・拡大に努めていく。	文部科学省	<p>○ 東北大学を始めとする左記の5大学に加え、北海道大学、新潟大学、広島大学に取組を拡大し、各年度の予算において、死因究明等に係る教育研究推進のために必要な経費を措置した。</p> <p>※ 死因究明等推進人材養成を行う国立大学を支援する経費（文部科学省） （※国立大学法人運営費交付金の内数）（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1050 762 1650 829"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>245.7</td> <td>271.8</td> <td>401.4</td> <td>429.8</td> <td>376.2</td> <td>375.7</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	245.7	271.8	401.4	429.8	376.2	375.7	<p>○ 各大学における死因究明等に係る教育研究の取組を推進することができた。</p> <p>○ 引き続き、死因究明等に係る教育研究のための支援を行っていく。</p>												
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																							
245.7	271.8	401.4	429.8	376.2	375.7																							
8	文部科学省において、国公私立大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、死因究明等に係る分野を志す者を増加させることや、魅力あるキャリアパスの形成を促すことを含めて、引き続き、取組の継続・拡大に努めていく。	文部科学省	<p>○ 国公私立大学補助事業として、平成28年度までは「医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成」、平成29年度からは「基礎研究医養成活性化プログラム」により、病理学や法医学等の分野における基礎研究医の更なる確保や基礎研究の強化を図ることを目的に、キャリアパスの構築までを見据えた体系的な教育を実施する大学の優れた取組への支援に係る経費を措置した。</p> <p>※ 医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成（文部科学省）（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1050 1014 1650 1081"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>129.6</td> <td>122.2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 基礎研究医養成活性化プログラム（文部科学省）（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1050 1119 1650 1186"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>100.0</td> <td>75.0</td> <td>75.0</td> <td>56.8</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	129.6	122.2	—	—	—	—	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	—	—	100.0	75.0	75.0	56.8	<p>○ 各大学における死因究明等に係る教育研究の取組を推進することができた。</p> <p>○ 引き続き、死因究明等に係る教育研究のための支援を行っていく。</p>
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																							
129.6	122.2	—	—	—	—																							
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																							
—	—	100.0	75.0	75.0	56.8																							
9	文部科学省において、上記支援の成果を集約・分析することによって、死因究明等に係る人材育成のためのモデルカリキュラムの開発に取り組むとともに、その結果を関係大学に紹介し、死因究明等に係る人材育成を促進していく。	文部科学省	<p>○ 各大学の死因究明等に係る人材養成の取組・成果等について取りまとめるとともに、全国医学部長病院長会議、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、全国薬科大学長・薬学部長会議等大学関係者が集まる会議等において、紹介を行った。</p>	<p>○ 各大学に対し、死因究明等に係る人材養成の具体的な取組と成果の事例を共有することができた。</p> <p>○ 引き続き、死因究明等に係る人材養成の取組・成果を紹介し、各大学の取組を推進していく。</p>																								
10	文部科学省において、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組として、国公私立大学を通じて、歯科大学・歯学部における歯科法医学に係る拠点及び教育・研究体制の拡充に努めていく。	文部科学省	<p>○ 各年度の予算において、死因究明等に係る教育研究推進のために必要な経費を措置した。</p> <p>※ 死因究明等推進人材養成を行う国立大学を支援する経費（文部科学省） （※国立大学法人運営費交付金の内数）（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1032 1465 1632 1533"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>245.7</td> <td>271.8</td> <td>401.4</td> <td>429.8</td> <td>376.2</td> <td>375.7</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	245.7	271.8	401.4	429.8	376.2	375.7	<p>○ 各大学における死因究明等に係る教育研究の取組を推進することができた。</p> <p>○ 引き続き、死因究明等に係る教育研究のための支援を行っていく。</p>												
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																							
245.7	271.8	401.4	429.8	376.2	375.7																							
11	文部科学省において、全国医学部長病院長会議、歯科大学学長・歯学部長会議等において、死因究明等の重要性について周知しているところであり、今後とも、その旨周知を図っていく。	文部科学省	<p>○ 全国医学部長病院長会議、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、全国薬科大学長・薬学部長会議等大学関係者が集まる会議等において、死因究明等推進計画に基づく取組の推進や、死因究明等推進協議会への協力について、定期的に要請を行った。</p>	<p>○ 各大学に対し、死因究明等の推進に必要な取組について広く周知し、認識の共有を図ることができた。</p> <p>○ 引き続き、死因究明等の推進に必要な取組について、協力の要請を行っていく。</p>																								

3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上

(1) 警察等の職員の育成及び資質の向上

12	警察において、死体取扱業務に専従する検視官及び検視官補助者に対する研修のほか死体取扱業務に従事する全ての警察官に対し、各階級に応じた教養を実施しているところ、これらの教養がより効果的なものとなるよう、既存講義の見直しを含め、内容の充実に努めていく。	警察庁	<p>○ 警察庁において、検視官を対象とした法医専門研究科や、検視官の補助者を対象とした検視実務専科を実施したほか、都道府県警察独自に、検視官が管内警察署を巡回して、具体的な事例を紹介するなどの教養や新任者、昇任者等に対する検視講習等を実施し、教養の充実に努めた。</p> <p>※ 死体取扱業務に係る教養に要する経費（警察庁）（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1050 1913 1685 1980"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50.3</td> <td>50.4</td> <td>50.2</td> <td>50.2</td> <td>50.9</td> <td>50.9</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	50.3	50.4	50.2	50.2	50.9	50.9	<p>○ 警察庁において、法医専門研究科や検視実務専科の実施を通じ、死体取扱業務に従事する警察官に対し、各階級に応じた教養を実施するなど、警察職員の育成及び資質の向上を図ることができた。</p> <p>○ 引き続き、これらの教養がより効果的なものとなるよう、既存講義の見直しを含め、内容の充実に努めていく。</p>
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度											
50.3	50.4	50.2	50.2	50.9	50.9											

13	警察庁において、死体取扱業務に従事する警察官の知識・技能の向上を図るため、全国会議等における事例発表や効果的な執務資料の作成・配布等を通じて、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の充実を図っていく。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年中に、関係行政機関への確実な通報の実施に係る資料や、死亡時画像診断事例に係る資料を作成し、都道府県警察に配布した。 ○ 平成28年度中に、都道府県警察に対し、犯罪死見逃し防止の取組の再徹底について通達を発出するとともに、取扱死体が感染症による死亡の場合の措置について事務連絡文書を発出した。 ○ 全国会議及び管区警察局長会議において、都道府県警察における特異事例の発表を行い、情報の共有や知識の涵養に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察庁において、全国会議及び管区警察局長会議等における事例発表や効果的な執務資料の配布を行うなど、警察職員の育成及び資質の向上を図ることができた。 ○ 引き続き、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の充実を図っていく。 												
14	海上保安庁において、法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充に努めていく。	海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年、職員を法医学教室に派遣し、死因究明等に係る研修を受講させた。 <p>※ 死因究明等に係る研修経費（海上保安庁）（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.4</td> <td>7.6</td> <td>7.7</td> <td>7.8</td> <td>7.9</td> <td>9.4</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	6.4	7.6	7.7	7.8	7.9	9.4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記研修を修了した職員を現場部署に配置し、これにより死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充を行った。 ○ 引き続き、職員を法医学教室に派遣し、同研修修了者の海上保安部署への配置拡充に努めていく。
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度											
6.4	7.6	7.7	7.8	7.9	9.4											
15	海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官及び死体取扱業務に従事する海上保安官の知識・技能の維持・向上を図るための研修を実施しているところ、その内容の充実に努めていく。	海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検視等を担当する鑑識官及び死体取扱業務に従事する海上保安官の知識・技能の維持・向上を図るための研修を継続して実施した。また、平成27年度に、研修内容の一部見直しを行い内容の充実を図った。（海上保安庁） <p>※ 死因究明等に係る研修経費（海上保安庁）（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.4</td> <td>7.6</td> <td>7.7</td> <td>7.8</td> <td>7.9</td> <td>9.4</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	6.4	7.6	7.7	7.8	7.9	9.4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 左記取組により、鑑識官等の知識・技能の維持・向上を図った。 ○ 引き続き、同研修を実施するとともに、必要に応じて研修内容の見直しを行うなど内容の充実に努めていく。
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度											
6.4	7.6	7.7	7.8	7.9	9.4											
16	都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力をしていく。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年、都道府県警察において、都道府県医師会との協議会や研修会等において、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各都道府県警察において、都道府県医師会との協議会等における死体取扱業務の状況や取扱事例の発表を通じ、検案する医師の資質・能力向上に資するなど、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。 ○ 引き続き、都道府県医師会と協力し、合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、死体検案研修等において、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力をしていく。 												
17	海上保安庁において、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。	海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年、管区海上保安本部等において、都道府県医師会及び都道府県警察が実施する合同研修会等に参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県医師会及び都道府県警察との連携の強化並びに職員の死体取扱いに係る知識・技能の維持・向上につながった。 ○ 引き続き、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。 												
18	都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察庁において、日本歯科医師会と必要な調整を図り、全国統一的な研修・訓練が実施されるよう、標準的な内容を示した指針を作成する。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年、都道府県警察において、都道府県歯科医師会と共に、大規模災害を想定した合同訓練等を実施した。 ○ 日本歯科医師会と協議を行い、平成28年4月、都道府県警察に対し、全国統一的な研修・訓練が実施されるよう、標準的な内容を示した指針について通達を発出した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察庁において、日本歯科医師会との協議を通じ、全国統一的な研修・訓練を実施するための指針を発出したほか、都道府県警察と都道府県医師会が合同訓練を実施するなど、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。 ○ 引き続き、指針に沿った合同研修会等の積極的な開催に努める。 												
19	海上保安庁において、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。	海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年、管区海上保安本部等において、都道府県歯科医師会及び都道府県警察が実施する合同研修会等に参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県歯科医師会及び都道府県警察との連携の強化並びに職員の死体取扱いに係る知識・技能の維持・向上につながった。 ○ 引き続き、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。 												
(2) 医師、歯科医師等の育成及び資質の向上																
-	再掲 (7)	文部科学省														
-	再掲 (8)	文部科学省														
-	再掲 (9)	文部科学省														
20	文部科学省において、モデル・コア・カリキュラム（医学教育・歯学教育）において、死因究明等に係る教育内容を定めており、その周知徹底を図ることにより、卒業時（一部は臨床実習開始前）までに学生が身に付けておくべき実践的能力の定着を図っていく。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国医学部長病院長会議、国立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、全国薬科大学長・薬学部長会議等大学関係者が集まる会議等において、モデル・コア・カリキュラムにおける死因究明に係る教育内容の周知を図るとともに、死因究明等推進計画に基づく取組の推進について、定期的に要請を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各大学に対し、モデル・コア・カリキュラムにおける教育内容や、死因究明等の推進に必要な取組について広く周知し、人材養成に係る認識の共有を図ることができた。引き続き、各大学に対し、周知・要請を行っていく。 												
21	診療に従事しようとする医師は、臨床研修を受けなければならないこととされているところ、同研修における到達目標のうち、死因究明に関係する項目として、 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡診断書、死体検案書その他の証明書を作成し、管理できること ・CPC（臨床病理検討会）レポートを作成し、症例提示できること 等が含まれている。厚生労働省において、今後、臨床研修病院等（医学部を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院）に対して、死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルの活用を含めて、上記到達目標の周知徹底を図っていく。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年、死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルを臨床研修病院等に配布して、周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルの臨床研修病院等への配布を通じて、臨床研修における到達目標のうち死因究明に係るものの周知徹底に努めた。 ○ 引き続き、上記到達目標の周知徹底を図っていく。 												

22	<p>厚生労働省において、検案する医師の技術向上を図るため、医師を対象に専門的な死体検案研修を実施しているところ、今後は、厚生労働省、日本医師会及び関係学会等が連携して研修内容の充実を図り、5年後を目途に、原則、当該研修を修了した医師が警察等の検視・調査への立会い・検案を実施できるよう、検案に携わる医師の充実及び技術向上に努めていく。</p>	厚生労働省	<p>○ 死体検案研修会（上級）を日本医師会に委託して、毎年、2、3カ所（東京都及び他の府県）で実施した（注：当該経費は、以下に掲げる死体検案講習会事業委託費の一部。）。</p> <p>※ 死体検案講習会事業委託費（厚生労働省）（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1050 281 1709 352"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23.2</td> <td>19.5</td> <td>19.5</td> <td>19.5</td> <td>19.5</td> <td>19.5</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	23.2	19.5	19.5	19.5	19.5	19.5	<p>○ 死体検案研修会（上級）について、6年間でのべ667人の医師が修了し、検案に携わる医師の充実及び技術向上を図ることができた。</p> <p>○ 引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容の充実を図りながら、死体検案研修会（上級）を開催していく。</p> <p>死体検案研修（上級）修了者数</p> <table border="1" data-bbox="2151 306 2662 373"> <thead> <tr> <th colspan="5"></th> <th colspan="2">(人)</th> </tr> <tr> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th colspan="2">平成31年度 (令和元年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>122</td> <td>141</td> <td>120</td> <td>82</td> <td>115</td> <td colspan="2">87</td> </tr> </tbody> </table>						(人)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)		122	141	120	82	115	87	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																																
23.2	19.5	19.5	19.5	19.5	19.5																																
					(人)																																
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)																																
122	141	120	82	115	87																																
23	<p>厚生労働省において、全ての医師が基本的な検案の能力を維持・向上できるよう、日本医師会が開催する大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な検案に関する研修会への参加を医療関係団体等を通じて広く医師に対して働き掛けるとともに、医療現場の医師も活用できるようホームページ等を通じて教材の提供に努めていく。</p>	厚生労働省	<p>○ 死体検案研修会（基礎）を日本医師会に委託して、毎年1回、東京都において実施した（注：当該経費は、以下に掲げる死体検案講習会事業委託費の一部。）。</p> <p>○ 死体検案研修会（基礎）について、ホームページへの掲載や都道府県宛て事務連絡を通じて、広く一般の医師に周知した。</p> <p>○ 日本医師会ホームページ内に開設した、死亡時画像診断に特化したeラーニング教材において、小児死亡事例に関する症例を追加した。</p> <p>○ 死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルについて、厚生労働省ホームページ上に公表するなどして、周知を図った。</p> <p>※ 死体検案講習会事業委託費（厚生労働省）（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1050 617 1709 688"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23.2</td> <td>19.5</td> <td>19.5</td> <td>19.5</td> <td>19.5</td> <td>19.5</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	23.2	19.5	19.5	19.5	19.5	19.5	<p>○ 死体検案研修会（基礎）について、6年間でのべ1,281人の医師が修了し、医師の基本的な検案の能力の維持・向上を図ることができた。</p> <p>○ 引き続き、死体検案研修会（基礎）や教材のホームページでの公表等を通じて、全ての医師が基本的な検案の能力を維持・向上できるよう努める。</p> <p>死体検案研修（基礎）修了者数</p> <table border="1" data-bbox="2151 575 2662 642"> <thead> <tr> <th colspan="5"></th> <th colspan="2">(人)</th> </tr> <tr> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th colspan="2">平成31年度 (令和元年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>93</td> <td>269</td> <td>245</td> <td>296</td> <td>202</td> <td colspan="2">176</td> </tr> </tbody> </table>						(人)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)		93	269	245	296	202	176	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																																
23.2	19.5	19.5	19.5	19.5	19.5																																
					(人)																																
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)																																
93	269	245	296	202	176																																
24	<p>厚生労働省において、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その内容を検案する医師に対する研修会等に反映することにより、医師の資質向上に努めていく。</p>	厚生労働省	<p>○ 平成27年度に異状死死因究明支援事業等に関する検証事業を開始し、各都道府県で実施された異状死死因究明支援事業を通じて得られた解剖及び死亡時画像診断事例の集積と検証を行った（日本医師会に委託）。</p> <p>○ 平成27年度から29年度にかけて、集積した事例の概要と分析した結果を「異状死死因究明支援事業等に関する検証結果報告書」としてまとめた。</p> <p>○ 平成30年度及び31年度（令和元年度）において、異状死死因究明支援事業検証会議を開催し、これまでに集積された事例を検討するとともに、疾病予防、健康長寿対策に活用できるような分析方法について議論を行い、検証した。また、分析に当たっては、地理情報システムを活用した。</p> <p>※ 異状死死因究明支援事業等に関する検証事業（厚生労働省）（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1050 926 1709 997"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.8</td> <td>3.8</td> <td>3.8</td> <td>48.9</td> <td>40.7</td> <td>40.8</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	3.8	3.8	3.8	48.9	40.7	40.8	<p>○ 異状死死因究明支援事業を通じて集積された事例について分析を行い、検証結果報告書として取りまとめた。</p> <p>○ 検証結果については、死体検案研修会等で活用することとしている。</p> <p>○ 引き続き、異状死死因究明支援事業の集積・分析を行い、より効果的な検証方法について議論を進めるとともに、検証結果について、検案する医師に対する研修会に反映することなどにより、医師の資質向上に努める。</p>																					
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																																
3.8	3.8	3.8	48.9	40.7	40.8																																
-	再掲（16）	警察庁																																			
-	再掲（17）	海上保安庁																																			
25	<p>検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る検査や解剖の結果について、捜査への影響に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元するための方法について、関係省庁・団体と連携の上検討していく。</p>	警察庁 海上保安庁	<p>○ 死亡時画像診断や解剖等の結果を検案する医師や死亡時画像を読影する医師に還元するための具体的方法について、日本医師会及び日本法医学会と協議を行い、平成28年7月、その要領を示す通達を各都道府県警察に対して発出した。（警察庁）</p> <p>○ 平成30年12月、死体検案を行った医師に対して、検査や解剖の結果について、捜査・公判への影響に留意しつつ、適切に提供するように指示した。（警察庁）</p> <p>○ 死亡時画像診断や解剖等の結果を検案する医師や死亡時画像を読影する医師に還元するための具体的方法について、日本医師会等の関係機関と協議を行い、平成29年2月、各管区海上保安本部に対し、その要領を示す通達を発出した。（海上保安庁）</p>	<p>○ 警察庁において、死亡時画像診断や解剖等の結果を検案する医師や死亡時画像診断を読影する医師に還元するよう通達により指示することで、医師に効果的かつ効率的に情報を還元するなど、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。（警察庁）</p> <p>○ 左記により、死亡時画像診断や解剖等の結果を検案する医師や死亡時画像を読影する医師に還元するための具体的方法が明確になった。（海上保安庁）</p> <p>○ 両省庁において、それぞれ発出した通達等に基づき、警察等が取り扱う死体に係る検査や解剖の結果について、検案する医師に適切に提供していく。</p>																																	
26	<p>厚生労働省において、日本医師会への委託により、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施している。また、死亡時画像診断を行う者の能力を客観的に評価し、診断の質を保証する必要があるため、日本医学放射線学会が中心となり、日本法医学会、日本病理学会、Ai学会等の関係学会等や、日本医師会が連携を図りながら、診断能力が評価できるような新たな制度の創設を検討する予定としている。このような状況を踏まえ、今後は、厚生労働省、日本医師会及び関係学会等が連携して、死亡時画像診断に関する研修内容について更なる充実を図っていく。</p>	厚生労働省	<p>○ 死亡時画像診断に関する研修会を日本医師会に委託して、毎年1回、東京において実施した。</p> <p>※ 死亡時画像読影技術等向上研修（厚生労働省）（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1071 1514 1724 1585"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11.2</td> <td>11.2</td> <td>11.2</td> <td>11.2</td> <td>11.2</td> <td>11.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 研修においては、関連する法令や症例検討に加え、三次元CT再構成やMRIを用いた死亡時画像診断に関する講義を追加するなど、研修内容について充実を図った。</p>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	<p>○ 死亡時画像診断に関する研修会について、6年間でのべ1,024人の医師等が受講した。</p> <p>○ 引き続き、日本医師会、関係学会等と連携しながら、死亡時画像診断に関する研修内容について更なる充実を図っていく。</p> <p>死亡時画像診断研修修了者数</p> <table border="1" data-bbox="2125 1608 2653 1675"> <thead> <tr> <th colspan="5"></th> <th colspan="2">(人)</th> </tr> <tr> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th colspan="2">平成31年度 (令和元年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>195</td> <td>206</td> <td>182</td> <td>166</td> <td>188</td> <td colspan="2">87</td> </tr> </tbody> </table>						(人)		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)		195	206	182	166	188	87	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																																
11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2																																
					(人)																																
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)																																
195	206	182	166	188	87																																
27	<p>厚生労働省において、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証するため、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関し警察庁などとも連携を図り、その結果を検証する。また、当該結果を踏まえて、5年後を目途に、日本医師会内の検討会において、死亡時画像診断全体の在り方を含めた検案する医師の参考となるマニュアルを作成していく。</p>	厚生労働省	<p>○ 日本医師会に委託して、平成26年9月から小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業を開始し、これまで小児死亡時画像診断例の事例収集を行った。</p> <p>○ 警察庁において、平成26年12月、都道府県警察に対し、小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業への協力に関する通達を発出した。</p> <p>○ 平成31年3月、死亡時画像診断全体の在り方を含めた検案する医師の参考となるマニュアルを作成するために、日本医師会において事例等に関する検証を行った。</p> <p>※ 死亡時画像読影技術等向上研修（厚生労働省）（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1059 1913 1712 1984"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11.2</td> <td>11.2</td> <td>11.2</td> <td>11.2</td> <td>11.2</td> <td>11.2</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	<p>○ 小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業を通じて、小児死亡時画像診断事例の収集を行い、日本医師会のホームページにeラーニングの形で公開するなどして、死亡時画像診断がより効果的に行われるよう努めた。</p> <p>○ 検案する医師の参考となるマニュアルの作成に向けて、現在日本医師会と検証を進めている。</p> <p>○ 引き続き、小児死亡時画像診断事例の収集・分析を行うとともに、検案する医師の参考となるマニュアルの作成に向けた準備を進める。</p>																					
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																																
11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2																																

28	死亡時画像を撮影する医師及び撮影する技師の資質向上に資するため開催される研修等について、警察においても、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力をしていく。	警察庁	○ 都道府県警察において、毎年、医師らとの画像診断研究会やAi研究会等の場で、死亡時画像診断に係る事例を紹介した。	○ 都道府県警察において、死亡時画像を撮影する医師らの資質向上に資するため、研究会等における事例発表を行うなど、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。 ○ 引き続き、研修等において、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力をしていく。																																				
29	死亡時画像を撮影する医師が、解剖結果と撮影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖の結果について、捜査への影響に留意しつつ、撮影する医師に効果的かつ効率的に還元するための方法について、関係省庁・団体と連携の上検討していく。	警察庁 海上保安庁	【再掲25】 ○ 死亡時画像診断や解剖等の結果を検索する医師や死亡時画像を撮影する医師に還元するための具体的方法について、日本医師会及び日本法医学会と協議を行い、平成28年7月、その要領を示す通達を各都道府県警察に対して発出した。（警察庁） ○ 死亡時画像診断や解剖等の結果を検索する医師や死亡時画像を撮影する医師に還元するための具体的方法について、日本医師会等の関係機関と協議を行い、平成29年2月、各管区海上保安本部に対し、その要領を示す通達を発出した。（海上保安庁）	○ 警察庁において、死亡時画像診断や解剖等の結果を検索する医師や死亡時画像診断を撮影する医師に還元するよう通達により指示することで、医師に効果的かつ効率的に情報を還元するなど、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。（警察庁） ○ 上記により、死亡時画像診断や解剖等の結果を検索する医師や死亡時画像を撮影する医師に還元するための具体的方法が明確になった。（海上保安庁） ○ 両省庁において、それぞれ発出した通達等に基づき、警察等が取り扱う死体に係る検査や解剖の結果について、死亡時画像を撮影する医師に適切に提供している。																																				
-	再掲（10）	文部科学省																																						
30	文部科学省において、日本歯科医師会等と連携し、歯科大学学長・歯学部学長会議等において、歯科大学・歯学部における死因究明等に係る定期的な研修会の開催を求めていく。	文部科学省	○ 全国医学部長病院長会議、国公立大学歯学部学長・歯学部附属病院長会議、全国薬科大学学長・薬学部学長会議等大学関係者が集まる会議等において、死因究明等推進計画に基づく取組の推進や、死因究明等に係る定期的な研修会の開催について、定期的に要請を行った。	○ 各大学に対し、死因究明等の推進に必要な取組について広く周知し、認識の共有を図ることができた。引き続き、協力の要請を行っていく。																																				
-	再掲（18）	警察庁																																						
-	再掲（19）	海上保安庁																																						
31	文部科学省において、薬学部の学生が法中毒に係る内容を履修する機会を得ることができるようにするため、各大学が設定するカリキュラムにおける死因究明等に係る教育内容の充実について、全国薬科大学学長・薬学部学長会議等において周知等を行っていく。	文部科学省	○ 全国医学部長病院長会議、国公立大学歯学部学長・歯学部附属病院長会議、全国薬科大学学長・薬学部学長会議等大学関係者が集まる会議等において、死因究明等推進計画に基づく取組の推進や、法中毒に係る履修等教育内容の充実について、定期的に要請を行った。	○ 各大学に対し、死因究明等の推進に必要な取組について広く周知し、人材養成に係る認識の共有を図ることができた。引き続き、周知・要請を行っていく。																																				
32	文部科学省において、薬学部における死因究明等に係る教育方法やカリキュラムなどの具体案や優良な教育実施事例について全国薬科大学学長・薬学部学長会議等において積極的に紹介していく。	文部科学省	○ 各大学の死因究明等に係る人材養成の取組・成果等についてとりまとめるとともに、全国医学部長病院長会議、国公立大学歯学部学長・歯学部附属病院長会議、全国薬科大学学長・薬学部学長会議等大学関係者が集まる会議等において、紹介を行った。	○ 各大学に対し、死因究明等に係る人材養成の具体的な取組と成果の事例を共有することができた。引き続き、死因究明等に係る人材養成の取組・成果を紹介し、各大学の取組を推進していく。																																				
4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実																																								
33	犯罪死の見逃しを防止する上で、死体に係る専門的知識を有する検視官が現場に臨場し、その死が犯罪によるものか否かの判断等を行うことが有効であることから、検視官の臨場率の更なる向上を図るため、都道府県の実情に応じた検視官の運用の見直し等の必要な措置の実施に努めていく。また、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、現場の映像と音声を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができるよう、検視支援装置の整備に努めていく。	警察庁	○ 都道府県警察において、検視体制の強化、運用の見直しを図るなどして、平成25年中の検視官の臨場率は62.7%であったところ、令和元年中では81.3%に向上した。 ○ 警察庁予算において、検視支援装置のリース料に係る補助金を措置した。 ※ 検視に要する経費（警察庁）（単位：百万円） <table border="1" data-bbox="1041 1335 1697 1404"> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> <tr> <td>215.6</td> <td>218.1</td> <td>215.8</td> <td>214.4</td> <td>215.2</td> <td>182.9</td> </tr> </table> ※ 検視支援装置の整備に要する経費（警察庁）（単位：百万円） <table border="1" data-bbox="1041 1440 1697 1509"> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> <tr> <td>55.3</td> <td>55.2</td> <td>55.2</td> <td>55.1</td> <td>21.1</td> <td>19.1</td> </tr> </table> ※ 死体関連初動捜査の推進に要する経費（警察庁）（単位：百万円） <table border="1" data-bbox="1041 1545 1697 1614"> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> <tr> <td>1.8</td> <td>1.8</td> <td>1.7</td> <td>1.7</td> <td>2.1</td> <td>2.1</td> </tr> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	215.6	218.1	215.8	214.4	215.2	182.9	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	55.3	55.2	55.2	55.1	21.1	19.1	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	1.8	1.8	1.7	1.7	2.1	2.1	○ 都道府県警察において、検視体制の強化や検視官の運用の見直しを通じ、検視官の臨場率が向上するなど、警察における死因究明等の実施体制の充実を図ることができた。 ○ 検視支援装置等を用い、検視官が現場に臨場できない場合であっても死体等の状況を映像等で確認し、犯罪死の見逃し防止に努めている。 ○ 引き続き、都道府県の実情に応じた検視体制の強化等の必要な措置の実施に努めていく。
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																																			
215.6	218.1	215.8	214.4	215.2	182.9																																			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																																			
55.3	55.2	55.2	55.1	21.1	19.1																																			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																																			
1.8	1.8	1.7	1.7	2.1	2.1																																			
34	警察庁において、司法解剖及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。）に基づく解剖の実施状況を踏まえるとともに、日本法医学会と調整しながら、同解剖の委託経費に関する必要な検討を行っていく。	警察庁	○ 司法解剖の全国的な斉一性を確保する観点から、司法解剖等の予算の積算及びその執行方法の見直しについて、日本法医学会と協議をした。 ※ 司法解剖に要する経費（警察庁）（単位：百万円） <table border="1" data-bbox="1041 1755 1697 1824"> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> <tr> <td>1,970.4</td> <td>2,034.4</td> <td>2,036.8</td> <td>2,040.7</td> <td>2,091.9</td> <td>2,200.3</td> </tr> </table> ※ 死因・身元調査法に基づく解剖の実施に要する経費（警察庁）（単位：百万円） <table border="1" data-bbox="1041 1860 1697 1929"> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> <tr> <td>161.0</td> <td>161.2</td> <td>161.2</td> <td>179.6</td> <td>228.0</td> <td>256.7</td> </tr> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	1,970.4	2,034.4	2,036.8	2,040.7	2,091.9	2,200.3	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	161.0	161.2	161.2	179.6	228.0	256.7	○ 日本法医学会との継続的な協議を通じて、司法解剖及び調査法解剖の経費に関して必要な見直しを行ってきたところ、引き続き、これらの経費に関する必要な検討を行っていく。												
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																																			
1,970.4	2,034.4	2,036.8	2,040.7	2,091.9	2,200.3																																			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																																			
161.0	161.2	161.2	179.6	228.0	256.7																																			

35	警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備に努めていく。また、必要に応じて法医学教室等の機関と連携を図っていく。	警察庁	<p>○ 鑑定・検査機器の高度化のため、全国の科学捜査研究所に配備されている薬毒物の分析機器を、より高度な分析が可能な機器に更新した。</p> <p>○ 警察庁予算において、物質の構造を分析して薬毒物の特定に用いる装置の整備等に係る経費を措置した。また、薬毒物の分析機器を更新するための経費及び指定薬物の鑑定用標準品に係る経費を措置した。</p>	<p>○ 警察庁において、全国の科学捜査研究所に配備されている薬毒物の分析機器をより高度な分析が可能な機器に更新するとともに、物質の構造を分析して薬毒物の特定に用いる装置の整備等に係る経費を措置するなど、警察における死因究明等の実施体制の充実を図ることができた。</p> <p>○ 引き続き、科学捜査研究所の体制整備、薬毒物の分析機器等に係る経費を措置するとともに、必要に応じて法医学教室等の機関と連携を図っていく。</p>																								
36	警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化に努めていく。また、必要な検査を確実に実施することができるよう、その実施体制の見直しを行っていく。	警察庁	<p>○ 平成26年7月、都道府県警察に対し、薬毒物検査の積極的な活用を求める通達を発出した。</p> <p>○ 全国会議及び管区警察局長会議において、薬毒物検査の積極的実施を指示した。</p> <p>○ 都道府県警察において、死亡時画像診断の利点を病院に説明するなどして、死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係を強化・構築した。</p> <p>※ 死体の調査及び検査に要する経費（警察庁） （単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1053 514 1706 583"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>276.6</td> <td>283.6</td> <td>289.8</td> <td>287.9</td> <td>319.4</td> <td>332.8</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	276.6	283.6	289.8	287.9	319.4	332.8	<p>○ 警察庁において、全国会議及び管区警察局長会議等を通じ、薬毒物検査の積極的実施を指示するとともに、都道府県警察において、死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係を強化・構築するなど、警察における死因究明等の実施体制の充実を図ることができた。</p> <p>○ 引き続き、必要な検査を確実に実施することができるよう、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化に努めていく。</p>												
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																							
276.6	283.6	289.8	287.9	319.4	332.8																							
37	警察等において、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実に死亡時画像診断を実施するため、死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係を強化・構築していく。	警察庁 海上保安庁	<p>○ 平成26年7月、都道府県警察に対し、死亡時画像診断の積極的な活用を求める通達を発出した。（警察庁）</p> <p>○ 全国会議及び各管区警察局長会議において死亡時画像診断の積極的実施を指示した。（警察庁）</p> <p>○（再掲36）都道府県警察において、死亡時画像診断の利点を病院に説明するなどして、死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係を強化・構築した。（警察庁）</p> <p>○ 毎年開催している管区刑事課長等会議において、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合には、確実に死亡時画像診断を実施すること等について指示した。</p> <p>また、死因究明等推進協議会の枠組みを利用する等して死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係を強化・構築した。（海上保安庁）</p> <p>※ 死体の調査及び検査に要する経費（警察庁） （単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1053 871 1706 940"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>276.6</td> <td>283.6</td> <td>289.8</td> <td>287.9</td> <td>319.4</td> <td>332.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 死亡時画像診断経費（海上保安庁） （単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1053 966 1706 1035"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.0</td> <td>5.6</td> <td>5.4</td> <td>4.8</td> <td>4.6</td> <td>4.5</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	276.6	283.6	289.8	287.9	319.4	332.8	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	4.0	5.6	5.4	4.8	4.6	4.5	<p>○ 警察庁において、全国会議及び管区警察局長会議等を通じ、死亡時画像診断の積極的実施を指示するとともに、都道府県警察において、死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係を強化・構築するなど、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。（警察庁）</p> <p>○ 死因究明等推進協議会の枠組みを利用する等して死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係を強化・構築した。（海上保安庁）</p> <p>○ 引き続き、両省庁において、死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係を強化・構築していく。</p>
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																							
276.6	283.6	289.8	287.9	319.4	332.8																							
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																							
4.0	5.6	5.4	4.8	4.6	4.5																							
38	警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たってDNA型情報及び歯科所見情報の活用を図るため、これらの情報について整理・保管・対照する仕組みを構築していく。	警察庁	<p>○ 死体取扱規則、DNA型記録取扱規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部改正により、身元不明死体及び特異行方不明者等のDNA型記録について整理・保管・対照する仕組みを構築し、平成27年4月から身元確認にDNA型データベースを活用している。</p> <p>○ 平成31年3月からは、DNA型記録等をオンラインで検索できる機能を追加するなど、従来のシステムを高度化することで、より迅速かつ確実な身元確認業務を推進している。</p>	<p>○ DNA型データベースについて、令和元年末現在で、身元不明死体のDNA型記録約6,240件、特異行方不明者等DNA型記録約6,980件を登録している。</p> <p>○ これまで298件において、データベースに登録された身元不明死体等のDNA型記録等が身元確認の端緒となった（令和元年末現在。累計。）。</p> <p>○ 引き続き、身元不明死体及び特異行方不明者等のDNA型記録の活用を図るため、各都道府県警察にデータベースの適正な運用及び積極的な活用を指導していく。</p>																								
39	警察において、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定の活用によって、鑑定需要の増加が見込まれる場合、必要な鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等に努めていく。	警察庁	<p>○ 客観証拠重視の捜査のための基盤整備の一つとして、警察庁予算において、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定も含めたDNA型鑑定の推進に係る経費を措置した。</p>	<p>○ 身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定も含めたDNA型鑑定の推進に係る経費や、DNA型鑑定資機材の整備に係る経費を措置するなど、警察における死因究明等の実施体制の充実を図ることができた。</p> <p>○ 引き続き、必要な鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等に努めていく。</p>																								
40	海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を引き続き整備し、検視等の実施体制の充実を努めていく。	海上保安庁	<p>○ 全国の海上保安部署のうち死体取扱件数等の多い部署に検視等を担当する鑑識官の増員を要求し、検視等の実施体制の整備を図った。</p> <p>※ 検視等医師立会経費（海上保安庁） （単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1038 1522 1691 1591"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>1.3</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.9</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	1.3	1.3	1.3	1.0	1.0	0.9	<p>○ 左記の取組みの結果、平成26年度は34部署であった鑑識官の配置部署が、令和元年度には61部署に拡大しており、検視等の実施体制の充実がなされた。</p> <p>○ 引き続き、鑑識官が未配置の部署について増員要求を行うなど、検視等の実施体制の充実を努めていく。</p>												
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																							
1.3	1.3	1.3	1.0	1.0	0.9																							
-	再掲（14）	海上保安庁																										
41	海上保安庁において、死体取扱業務に必要な資機材等の整備に努めていく。	海上保安庁	<p>○ 死体取扱業務に必要な資機材等の整備費を継続して要求、措置した。</p> <p>※ 検視及び死体の調査・検査等に要する経費（海上保安庁） （単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1038 1722 1691 1791"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49.1</td> <td>35.2</td> <td>40.3</td> <td>53.8</td> <td>72.3</td> <td>71.1</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	49.1	35.2	40.3	53.8	72.3	71.1	<p>○ 死体取扱業務に必要な資機材等の整備を実施した。</p> <p>○ 引き続き、関連予算の要求を実施し、死体取扱業務に必要な資機材等の整備に努めていく。</p>												
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																							
49.1	35.2	40.3	53.8	72.3	71.1																							
42	海上保安庁において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を図るため、引き続き都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の強化・構築に努めていく。	海上保安庁	<p>○ 平成26年9月、全国の管区海上保安本部に対し、死因究明等推進協議会への積極的な参画等に関する通達を発出した。また毎年開催している管区刑事課長等会議において、死因究明等推進協議会（仮称）への積極的な参画及び関係機関との連携強化について指示した。</p>	<p>○ 令和元年度末において、管区海上保安本部等が28都道府県の死因究明等推進協議会に参画している。同協議会の枠組みを利用する等して都道府県医師会、法医学教室等との協力関係を強化・構築した。</p> <p>○ 引き続き、上記関係機関との協力関係の強化・構築に努めていく。</p>																								

43	海上保安庁において、身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を実施しているところ、必要があると認めるときはそれらを確実に実施できるよう、都道府県警察、法医学教室、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築に努めていく。	海上保安庁	<p>【再掲42】</p> <p>○ 平成26年9月、全国の管区海上保安本部に対し、死因究明等推進協議会への積極的な参画等に関する通達を发出した。また毎年開催している管区刑事課長等会議において、死因究明等推進協議会への積極的な参画及び関係機関との連携強化について指示した。</p> <p>※ 歯牙鑑定経費（海上保安庁）</p> <table border="1" data-bbox="1038 283 1691 367"> <thead> <tr> <th colspan="6">（単位：百万円）</th> </tr> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 （令和元年度）</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>	（単位：百万円）						平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	0.8	0.8	0.9	1.0	1.0	1.0	<p>○ 令和元年度末において、管区海上保安本部等が28都道府県の死因究明等推進協議会に参画している。同協議会の枠組みを利用する等して都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係を強化・構築した。</p> <p>○ 引き続き、上記関係機関との協力関係の強化・構築に努めていく。</p>
（単位：百万円）																						
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																	
0.8	0.8	0.9	1.0	1.0	1.0																	
44	法務省において、関係省庁と連携しつつ、警察等における死体取扱数の増加に対応し、事案の内容に応じて検視の報告に係る書類作成等の事務を合理化することにつき、検討を進めていく。	警察庁 法務省 海上保安庁	<p>○ 各都道府県警察が地方検察庁に対する検視の報告の際に作成・送付している書類の内容等について行った実態調査に基づき、作成・送付の必要性、報告方法等について法務省と協議を行った。（警察庁）</p> <p>○ 検視の報告に係る書類作成等の事務に関し、警察庁及び海上保安庁と協議を行うとともに、各地方検察庁の実情調査を行った。（法務省）</p> <p>○ 法務省と協議を行った。（海上保安庁）</p>	<p>○ 法務省と継続的に協議を行った。（警察庁・海上保安庁）</p> <p>○ 対応方針の方向性を取りまとめるに当たっては、各地方検察庁の実情を考慮しながら、慎重に検討する必要がある。（法務省）</p> <p>○ 引き続き、関係省庁間で協議を行い、事案の内容に応じた検視の報告に係る書類作成等の事務の合理化に関する検討を進めていく。</p>																		

5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

（1）検案の実施体制の充実

-	再掲（5）	警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁																				
-	再掲（22）	厚生労働省																				
-	再掲（23）	厚生労働省																				
-	再掲（24）	厚生労働省																				
-	再掲（26）	厚生労働省																				
-	再掲（27）	厚生労働省																				
-	再掲（25）	警察庁 海上保安庁																				
45	厚生労働省において、検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究を推進し、異状死死因究明支援事業等を活用して、必要な場合にそれらが実施されるよう費用を支援していく。	厚生労働省	<p>○ 平成26年度から、厚生労働科学研究として「高齢化社会における死因究明の在り方等に関する研究」（研究代表者：今村聡日本医師会副会長）を開始した。その中で、検案に携わる全国の医師1,000人を対象に検案に関するアンケート調査を実施し、検案に際して必要な検査・解剖等に関する調査を実施した。</p> <p>○ 平成28年度厚生労働科学研究「高齢化社会における死因究明の推進に関する研究」において、地域の実情も踏まえつつ、これまでの検案体制を考慮した望ましい死因究明体制の在り方について検討した。</p> <p>○ 平成29年度から令和元年度にかけて、厚生労働科学研究として実施した「死因究明の推進に関する研究」において、地域の実情も踏まえつつ、これまでの検案体制を考慮した望ましい死因究明体制の在り方について検討を進めた。</p> <p>○ 異状死死因究明支援事業により、解剖や死亡時画像診断に係る経費について、都道府県に対して財政支援を行った。また、全国会議において、各都道府県に対し、同事業の積極的な活用を依頼した（注：当該経費は、以下に掲げる異状死死因究明支援事業に係る予算の一部。）。</p> <p>※ 異状死死因究明支援事業（厚生労働省）</p> <table border="1" data-bbox="1038 1375 1662 1459"> <thead> <tr> <th colspan="6">（単位：百万円）</th> </tr> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 （令和元年度）</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>126.5</td> <td>107.5</td> <td>107.5</td> <td>107.5</td> <td>107.5</td> <td>107.5</td> </tr> </tbody> </table>	（単位：百万円）						平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	126.5	107.5	107.5	107.5	107.5	107.5	<p>○ 平成26年度厚生労働省において、死体検案に係る費用、必要な検査等についてアンケート調査を行い、現場の医師がどのような検査を必要としているかを明らかにした。</p> <p>○ 異状死死因究明支援事業を通じて、都道府県に対し行政解剖や死亡時画像診断等に要する経費の財政的支援を行い、死因究明の体制づくりを推進しており、今後も上記取組を継続して行う。</p>
（単位：百万円）																						
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																	
126.5	107.5	107.5	107.5	107.5	107.5																	
46	厚生労働省において、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方について、今後の死因究明の実施体制の充実状況も踏まえつつ検討する。	厚生労働省	<p>○ 平成26年度から、厚生労働科学研究として「高齢化社会における死因究明の在り方等に関する研究」（研究代表者：今村聡日本医師会副会長）を開始した。その中で、検案に携わる全国の医師1,000人を対象に検案に関するアンケート調査を実施し、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担をとりまく状況を調査した。</p> <p>○ 平成28年度厚生労働科学研究「高齢化社会における死因究明の推進に関する研究」において、全国の都道府県及び市区町村を対象に、死亡診断書と死体検案書の発行料に関するアンケート調査を行い取りまとめた。</p> <p>○ 平成29年度から令和元年度にかけて、厚生労働科学研究として実施した「死因究明の推進に関する研究」において、これまでの研究成果を踏まえ、検案書発行料の費用負担の在り方について研究を行った。</p>	<p>○ 令和元年度までの厚生労働科学研究で、検案書発行料の費用負担の考え方を示す予定。</p> <p>○ 上記研究成果を踏まえ、検案書発行料に関する考え方について、地方公共団体に対し情報提供等を行い、各地域での検討を促すこととしている。</p>																		
47	我が国の死亡診断書（死体検案書）については、「死亡の原因」欄は世界保健機関（WHO）が定めたルールに基づき記載する様式としている。厚生労働省において、今後、「死亡の原因」欄以外の記載すべき項目等についても研究を進め、様式を含めた死亡診断書（死体検案書）の在り方全体について検討する。	厚生労働省	<p>○ 平成26年度から、厚生労働科学研究として「高齢化社会における死因究明の在り方等に関する研究」（研究代表者：今村聡日本医師会副会長）を開始した。その中で、死亡診断書（死体検案書）の様式の検討を行うとともに、死亡診断書（死体検案書）作成支援ソフト（試作版）を開発した。</p> <p>○ 平成28年度厚生労働科学研究「高齢化社会における死因究明の推進に関する研究」において、新たな死亡診断書・死体検案書の様式に関する研究を行った。</p> <p>○ 平成29年度から令和元年度にかけて、厚生労働科学研究として実施した「死因究明の推進に関する研究」において、これまでの研究成果を踏まえ、新たな死亡診断書・死体検案書の様式に関する研究を行った。また、死亡診断書の電子的交付の技術的課題の研究を行った。</p>	<p>○ 令和元年度までの厚生労働科学研究で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡診断書（死体検案書）の様式案 ・死亡診断書（死体検案書）の電子的交付に関する課題 <p>を示す予定。</p> <p>○ 上記研究成果を踏まえ、死亡診断書（死体検案書）の様式の改訂や電子的交付に関する具体的な検討を行っていく。</p>																		

48	文部科学省において、地方において実施する死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用などの協力について検討をするよう、大学に求めている。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医学部、歯学部等を置く各国公私立大学長宛てに平成26年に死因究明等推進計画に基づく取組の推進及び死因究明等推進協議会への協力について依頼し、以降、全国医学部長病院長会議、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、全国薬科大学長・薬学部長会議等大学関係者が集まる会議等において、定期的に要請を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各大学に対し、死因究明等の推進に必要な取組について広く周知し、認識の共有を図ることができた。 ○ 引き続き、死因究明等の推進に必要な取組について、協力の要請を行っている。 												
(2) 解剖の実施体制の充実																
-	再掲 (45)	厚生労働省														
49	政府において、地方に対し、その地域の状況を踏まえ、必要とされる解剖数に応じた具体的な解剖の受入体制の検討が進められるよう求めるとともに、地方における解剖の実施体制の充実に係る独自の取組についての情報提供など必要な支援を行っている。	-	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省主催の全国医政関係主管課長会議において、死因究明等推進協議会の検討事項として、地域における解剖等の実施体制についても検討を行うよう求めた。(内閣府) ○ 地方公共団体において開催される死因究明等推進協議会等への出席や関係機関への個別訪問、「死因究明に関する事例集」の配布等を通じて、検案や解剖の実施体制を充実させていく意義や重要性を説明するとともに、他県の参考となる取組について情報提供を行った。(内閣府) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の状況に応じて、大学や関係機関が連携して解剖を実施する体制を整備することについて検討した死因究明等推進協議会もあった。 ○ 今後、内閣府の業務を引き継いだ厚生労働省において、都道府県での検討が進められるよう求めるとともに、情報提供など必要な支援を行っている。 												
-	再掲 (48)	文部科学省														
50	厚生労働省において、歴史的経緯において一部地域に監察医が置かれている状況などに鑑み、今後の死因究明に係る実施体制の充実状況も踏まえつつ、地方公共団体の意見も踏まえて、その在り方について検討する。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監察医を設置する全ての都府県と意見交換を行った。 ○ 平成28年度以降、関連する厚生労働科学研究において、監察医制度を含む検案体制を考慮した望ましい死因究明体制の在り方について、公衆衛生の観点からの死因究明を論ずる中で検討した。 <p>※ 監察医制度の在り方に関する検討会費 (厚生労働省) (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.6</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監察医制度設置から70年を経ていることを踏まえ、平成29年度厚労科研において各地の監察医務院等にヒアリング等を行い、当時の歴史、今後の方向性について取りまとめ、「Ai等の補助的手段を有効に組み合わせた仕組みを開発して展開していくことが現実的であると考えられたが、具体的な方法については、さらなる検討が必要と思われた。」との結論を得た。 ○ 監察医制度の在り方に関して、地方公共団体に対してアンケート等を行うなどして、解剖の実施体制の在り方について更に検討していく。
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度											
0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5											
6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用																
(1) 薬物及び毒物に係る検査の活用																
-	再掲 (45)	厚生労働省														
-	再掲 (35)	警察庁														
51	警察において、簡易検査キットを用いた予試験の徹底、複数の簡易薬物検査キットの活用等薬物検査の充実に努めるとともに、現場の状況等から必要があると認めるときは、科学捜査研究所において、本格的な定性検査を実施しているところ、引き続き、必要と認められる場合に、必要な定性検査が確実に実施されるように努めていく。	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年7月、都道府県警察に対し、薬物検査の積極的な活用を求める通達を発出した。 ○ 全国会議及び管区警察局会議において、薬物検査の積極的実施を指示した。 ○ 警察庁予算において、検視及び死体調査に伴い薬物検査を実施する際の薬物検査キットに係る経費を措置した。 <p>※ 死体の調査及び検査に要する経費 (警察庁) (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>276.6</td> <td>283.6</td> <td>289.8</td> <td>287.9</td> <td>319.4</td> <td>332.8</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	276.6	283.6	289.8	287.9	319.4	332.8	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察庁において、全国会議及び管区警察局会議等を通じ、薬物検査の積極的実施を指示するとともに、警察庁予算において、薬物検査を実施する際の薬物検査キットに係る経費を措置するなど、薬物検査の積極的な活用を図ることができた。 ○ 引き続き、薬物検査の充実に努めるとともに、必要な定性検査が確実に実施されるように努めていく。
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度											
276.6	283.6	289.8	287.9	319.4	332.8											
-	再掲 (36)	警察庁														
52	海上保安庁において、簡易検査キットを用いた薬物検査を実施しているところ、必要があると認めるときは確実に薬物に係る定性検査を実施するよう努めていく。	海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年開催している管区刑事課長等会議において、簡易検査キットを用いた薬物検査の積極的な実施や、必要があると認められる場合には、確実に薬物検査に係る定性検査を実施するよう指示した。また、関係機関・団体との協力関係の強化・構築を図った。薬物検査キットを含む死体取扱業務に必要な資機材等の整備費及び薬物検査に係る経費を含む解剖経費を継続して要求、措置した。 <p>※ 検視及び死体の調査・検査等に要する経費 (海上保安庁) (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 (令和元年度)</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49.1</td> <td>35.2</td> <td>40.3</td> <td>53.8</td> <td>72.3</td> <td>71.1</td> </tr> </tbody> </table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	49.1	35.2	40.3	53.8	72.3	71.1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取り扱う死体について、簡易検査キットを用いた薬物検査の実施や、必要があると認めるときは薬物の定性検査を実施した。 ○ 引き続き、関連予算の要求を実施し、薬物検査の実施体制の確保に努めている。
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度											
49.1	35.2	40.3	53.8	72.3	71.1											
-	再掲 (48)	文部科学省														
(2) 死亡時画像時診断の活用																
-	再掲 (45)	厚生労働省														
-	再掲 (26)	厚生労働省														
-	再掲 (27)	厚生労働省														
-	再掲 (36)	警察庁														
-	再掲 (37)	海上保安庁														
-	再掲 (48)	文部科学省														

7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備																																																																		
-	再掲 (6)	警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁																																																																
-	再掲 (38)	警察庁																																																																
-	再掲 (39)	警察庁																																																																
53	警察庁において、大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照合が可能となるよう、日本歯科医師会と必要な調整を図り、歯科医師に対する照会要領を定めるなど、平素から所用の準備を進めていく。	警察庁	<p>○ 平成26年11月、日本歯科医師会と大規模災害発生時の協力に関する協定を締結した。</p> <p>○ 日本歯科医師会との協議を経て、歯科診療記録の照会要領のモデル案を作成し、同モデル案を各都道府県に対して示す通達を発出した。</p> <p>○ 日本歯科医師会主催の災害歯科保健医療体制研修会に出席し、大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照合が可能となるよう、その対応方法を説明した。</p> <p>○ 警察庁において、日本歯科医師会と大規模災害発生時における協定を締結するとともに、日本歯科医師会と連携しながら、大規模災害時における歯科診療記録の照会要領のモデル案を示すなど、大規模災害に適切に備えることができた。</p> <p>○ 引き続き、大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照合が可能となるよう、所要の準備を進めていく。</p>																																																															
54	厚生労働省において、歯科診療情報が有効活用されるよう、歯科医療機関が電子カルテ等で保有する身元確認に資する歯科診療情報の標準化のための事業を実施し、全国の歯科医療機関で使用されている電子カルテ等に、必要な情報提供機能を搭載できるよう、周知及び支援に努める。また、災害時に歯科診療情報が消失した際に備えるためのバックアップを推進する方策の在り方について検討する。これらにより身元確認に資する歯科診療情報を提供する環境の整備を進めていく。	厚生労働省	<p>○ 歯科所見を用いた身元確認を効率的かつ効果的に実施できるよう、「歯科診療情報の標準化に関する実証事業（平成25～28年度）」、「歯科情報の利活用及び標準化普及事業（平成29～30年度）」、「歯科情報の利活用推進事業（平成31年度～）」を実施するなど、歯科診療情報の標準化のための事業を実施している。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="6">※ 歯科診療情報の標準化に関する実証事業（厚生労働省）</th> <th>（単位：百万円）</th> </tr> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 （令和元年度）</th> <th>令和2年度</th> <th></th> </tr> <tr> <td>11.6</td> <td>10.8</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="6">※ 歯科情報の利活用及び標準化普及事業（厚生労働省）</th> <th>（単位：百万円）</th> </tr> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 （令和元年度）</th> <th>令和2年度</th> <th></th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>9.3</td> <td>9.1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="6">※ 歯科情報の利活用推進事業（厚生労働省）</th> <th>（単位：百万円）</th> </tr> <tr> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度 （令和元年度）</th> <th>令和2年度</th> <th></th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>31.0</td> <td>15.3</td> <td></td> </tr> </table> <p>○ 災害時等において、歯科所見を用いた身元確認を効率的かつ効果的に実施できるよう、「歯科診療情報の標準化に関する実証事業（平成25～28年度）」、「歯科情報の利活用及び標準化普及事業（平成29～30年度）」、「歯科情報の利活用推進事業（平成31年度～）」において、歯科情報を標準化するために必要な「口腔診療情報標準コード仕様」を策定した。当該コード仕様は、現在、厚生労働省標準規格の取得に向けた手続き中である。</p> <p>○ また、当該コード仕様に準拠したテストデータをテスト用のクラウドサーバー上に収集し、災害時等の身元確認に活用する際の課題の分析をモデル的に行う事業等を令和元年度に実施し課題の抽出を行った。</p> <p>○ 歯科診療情報を身元確認に効率的に利用するためには、災害発生時に、当該地域のできるだけ多くの歯科医療機関において、レセプトコンピュータ等に「口腔診療情報標準コード仕様」が実装されていることが必要であることから、歯科診療情報の標準化の必要性を周知する。また、当該コード仕様を災害時等の身元確認に活用する際の課題の分析を引き続き実施する。</p>	※ 歯科診療情報の標準化に関する実証事業（厚生労働省）						（単位：百万円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度		11.6	10.8	—	—	—	—		※ 歯科情報の利活用及び標準化普及事業（厚生労働省）						（単位：百万円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度		—	—	9.3	9.1	—	—		※ 歯科情報の利活用推進事業（厚生労働省）						（単位：百万円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度		—	—	—	—	31.0	15.3	
※ 歯科診療情報の標準化に関する実証事業（厚生労働省）						（単位：百万円）																																																												
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																																																													
11.6	10.8	—	—	—	—																																																													
※ 歯科情報の利活用及び標準化普及事業（厚生労働省）						（単位：百万円）																																																												
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																																																													
—	—	9.3	9.1	—	—																																																													
※ 歯科情報の利活用推進事業（厚生労働省）						（単位：百万円）																																																												
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																																																													
—	—	—	—	31.0	15.3																																																													
-	再掲 (43)	海上保安庁																																																																
8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進																																																																		
(1) 死因究明より得られた情報の活用																																																																		
55	死因・身元調査法に基づき、明らかになった死因がその後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報する。	警察庁 海上保安庁	<p>○ 平成26年6月、関係行政機関への確実な通報の実施に係る資料を作成し都道府県警察に配布した。また同年12月には、関係行政機関への通報状況の確実な把握と報告の実施について、都道府県警察に指示した。（警察庁）</p> <p>○ 都道府県警察において、必要があると認められるときに、関係行政機関に通報を実施した。（警察庁）</p> <p>○ 平成30年6月に内閣府が開催した死因の情報共有に向けた関係府省庁実務担当者会議に出席し、関連制度、各組織の取り組み、通報を希望する内容等について確認した。当庁において、関係省庁との打合せを行うなどして、情報共有の推進に努めた。（警察庁）</p> <p>○ 法の趣旨を踏まえ、管区海上保安本部に対し、関係行政機関に通報する場合の通報事項等を具体的に通達し、運用している。（海上保安庁）</p> <p>○ 警察庁において、都道府県警察に対し、関係行政機関への確実な通報の実施を指示するとともに、各都道府県警察において、必要があると認めるときに関係行政機関へ通報するなど、死因究明により得られた情報の活用を図ることができた。（警察庁）</p> <p>○ 警察庁において、関係省庁との打合せを行い、情報共有の推進に努めるなど、死因究明により得られた情報の活用を図ることができた。（警察庁）</p> <p>○ 取組期間において、通報を要するものはなかった。（海上保安庁）</p> <p>○ 引き続き、両省庁において、必要があると認めるときは、関係行政機関への通報を実施していく。</p>																																																															
56	厚生労働省において、異状死死因究明支援事業等を通じて解剖や死亡時画像診断の事例を収集・分析し、死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿対策等に活用していく。また、製品事故等の社会的問題を発見した場合には、速やかに関係行政機関に連絡する。	厚生労働省	<p>○ 平成27年度以降、異状死死因究明支援事業検証会議を開催し、これまでに集積された事例を検討するとともに、疾病予防、健康長寿対策に活用できるような分析方法について議論を行った。分析に当たっては、地理情報システムを利活用した。</p> <p>○ 平成27年度から平成29年度に開催した異状死死因究明支援事業検証会議において、死因究明の手段（解剖・死亡時画像診断等）ごとの死因の傾向等を明らかにした。</p> <p>○ 平成30年度及び令和元年度に実施した異状死死因究明支援事業検証事業においては、死亡小票の情報の解析を、地理情報システムを用いて行うことのできるシステムの開発を行った。</p> <p>○ 製品事故等の社会的問題の発見には至らず、関係行政機関への連絡は行っていない。</p> <p>○ 今後は、死因究明等により得られた情報を疾病予防、健康長寿対策等に活用できるようなシステムの開発を行うとともに、同システムによる情報を都道府県等に提供すること等により、社会的問題の防止及び公衆衛生の向上を図っていく。</p>																																																															
-	再掲 (24)	厚生労働省																																																																
-	再掲 (16)	警察庁																																																																
-	再掲 (28)	警察庁																																																																
-	再掲 (25)	警察庁 海上保安庁																																																																
-	再掲 (29)	警察庁 海上保安庁																																																																

- 再掲 (47)	厚生労働省		
(2) 死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進			
57 司法解剖等の犯罪捜査の手続が行われた死体に係る死因等については、現在も、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第47条の趣旨を踏まえつつ、可能な範囲で遺族等に説明を行っているところ、引き続き、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明に努め、死者についての情報を知りたいという遺族の気持ちにできるだけ応えられるよう努めていく。	警察庁 法務省 海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国会議及び各管区警察局会議において、都道府県警察の検視官等に対し、遺族等への説明に係る留意事項について指示した。（警察庁） ○ 都道府県警察において、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行った。（警察庁） ○ 全国の地方検察庁に対し、死因究明等推進計画を周知した上、死者についての情報を知りたいという遺族等の気持ちに応えられるよう、その要望に応じて、可能な限り司法解剖の所見の結果を説明するなど、丁寧な対応に努めるよう指示した。（法務省） ○ 管区海上保安本部に対し、捜査への影響及び第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、遺族等の要望を踏まえた対応を通達し、運用している。（海上保安庁） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察庁において、全国会議及び管区警察局会議等を通じ、遺族等への説明に係る留意事項について指示するとともに、都道府県警察において、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行うなど、遺族等に対する説明の促進を図ることができた。（警察庁） ○ 各種会議等で周知を重ね、各検察庁において、遺族等に対し、刑事訴訟法の趣旨を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明を行った。（法務省） ○ 海上保安部等において、捜査への影響及び第三者のプライバシー保護等に留意しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行った。（海上保安庁） ○ 引き続き、関係省庁において、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、遺族等に対する丁寧な説明に努めていく。
58 犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなど丁寧な説明に努めていく。	警察庁 海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県警察において、死因・身元調査法に基づく調査等の実施結果について、遺族等からの要望に応じて、死体調査等結果書を交付し、死因その他参考となるべき事項の説明を実施した。（警察庁） ○ 遺族等の心情に配慮しつつ、死因その他参考となるべき事項の説明を行っているところ、第三者のプライバシー保護等に留意しつつ、遺族等の要望を踏まえた対応策について検討を行った。平成27年10月、第三者のプライバシー保護に留意することや正確な説明を実施するために検案等を実施した医師に協力を求めること等を内容とする通達を発出した。（海上保安庁） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県警察において、死因・身元調査法に基づく調査等の実施結果について、遺族等からの要望に応じて、死体調査等結果書を交付し、死因その他参考となるべき事項の説明を実施するなど、遺族等に対する説明の促進を図ることができた。（警察庁） ○ 海上保安部等において、遺族等に対して丁寧な説明を行った。（海上保安庁） ○ 引き続き、両省庁において、犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等について、第三者のプライバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、遺族等に対する丁寧な説明に努めていく。
59 解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応に努めていく。	警察庁 海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県警察において、解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取した歯科医師に説明を依頼した。（警察庁） ○（再掲58）遺族等の心情に配慮しつつ、死因その他参考となるべき事項の説明を行っているところ、第三者のプライバシー保護等に留意しつつ、遺族等の要望を踏まえた対応策について検討を行った。平成27年10月、第三者のプライバシー保護に留意することや正確な説明を実施するために検案等を実施した医師に協力を求めること等を内容とする通達を発出した。（海上保安庁） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県警察において、解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師等が説明するなど、遺族等に対する説明の促進を図ることができた。（警察庁） ○ 海上保安部等において、遺族等に対して丁寧な説明を行うなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応に努めた。（海上保安庁） ○ 引き続き、両省庁において、遺族等の要望を的確に踏まえた対応に努めていく。
60 解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果等の専門的知識を要する事項については、医師が説明すべき旨を、死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルに追記し、医師会等を通じて周知していく。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年度死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルにおいて、専門的知識を要する事項については医師が説明すべき旨を追記した。 ○ 死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルについて、臨床研修病院等に配布し、厚生労働省ホームページ上に公表するなどして、周知を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死亡診断書記入マニュアルへの追記について、速やかに対応した。 ○ 同マニュアルは毎年改訂しており、改訂ごとに臨床研修病院等に配布するとともに、厚生労働省ホームページで周知を図っている。